

原議保存期間	10年（令和18年3月31日まで）
有効期間	一種（令和18年3月31日まで）

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長
（参考送付先）
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 運 発 第 3 号
令 和 8 年 2 月 4 日
警 察 庁 交 通 局 長

緊急自動車の運転資格の審査の実施要領について（通達）

緊急自動車の運転資格の審査の実施要領については、「緊急自動車の運転資格の審査の実施要領について（通達）」（令和7年2月28日付け警察庁丙運発第19号）に基づき運用されているところであるが、この度、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第60号）の施行に伴う所要の改正を下記のとおり行い、令和8年4月1日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

記

第1 審査の対象者

審査の対象は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第5項、第6項、第7項、第8項、第9項又は第10項に定める年齢又は免許を受けていた期間（以下「免許経験年数等」という。）に達しない者で、緊急自動車を緊急用務のため運転しようとするものとする。

第2 審査の申請

審査の申請は、審査を受けようとする者に係る緊急自動車の使用者（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項の自動車を使用する者をいう。以下同じ。）を通じて別記様式第1「緊急自動車運転資格審査申請書」を当該緊急自動車の使用の本拠地を管轄する都道府県公安委員会（以下「使用地公安委員会」という。）に提出して行わせるものとする。

第3 審査の場所

審査は、使用地公安委員会に係る運転免許試験場等の場内コースにおいて行うものとする。

第4 審査用自動車

審査に用いる自動車（以下「審査用自動車」という。）の基準は、別添第1「審査用自動車の基準」によるものとし、運転しようとする緊急自動車の種類ごとに下表のとおり審査用自動車を使用するものとする。

運転しようとする 緊急自動車の種類		審査用自動車
大型自動車		MT車の大型自動車
	A T車	A T車の大型自動車
中型自動車		A T車の中型自動車及びMT車の普通自動車
	A T車	A T車の中型自動車
準中型自動車		A T車の準中型自動車及びMT車の普通自動車
	A T車	A T車の準中型自動車
普通自動車		MT車の普通自動車
	A T車	A T車の普通自動車
大型自動二輪車		MT車の大型自動二輪車
	A T車	A T車の大型自動二輪車
普通自動二輪車		MT車の普通自動二輪車
	A T車	A T車の普通自動二輪車
小型自動二輪車		MT車の小型自動二輪車
	A T車	A T車の小型自動二輪車

備考

- 1 MT車とは、オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作装置を有しない自動車以外の自動車を、AT車とは、オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作装置を有しない自動車を、小型自動二輪車とは、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車をいう。
- 2 運転しようとする緊急自動車の種類が中型自動車（AT車を除く。）又は準中型自動車（AT車を除く。）である場合の審査（以下「MT中型車等審査」という。）に用いる自動車については、当分の間、それぞれMT車の中型自動車又はMT車の準中型自動車とすることができるものとし、現にMT車の普通自動車（以下「MT普通車」という。）の緊急自動車を運転することができる資格を有している場合は、MT普通車による審査を要しない。
- 3 AT車の中型自動車又は準中型自動車の緊急自動車のみを運転するための審査に合格した者が、MT車の中型自動車又は準中型自動車の緊急自動車を運転するための審査を受ける場合は、MT普通車による審査のみで足りる。

第5 審査の内容及び実施

1 審査の内容

別添第2「審査の内容」のとおりとする。

2 審査は、次の諸点に留意して実施するものとする。

- (1) 他の技能試験等と同時に並行して行わないこと。
- (2) 審査担当の試験官は、あらかじめ審査に関する教養を受けた者の

中から、担当試験課長が指定すること。

- (3) 試験官及び審査を受ける者には、乗車用ヘルメットを着用させること。
- (4) 審査時には審査を受ける次番者を同乗させないこと。
- (5) 審査開始前、審査を受けようとする者に対して次の事項について指示すること。
 - ア 審査中における事故防止上の留意事項
 - イ 審査の内容
 - ウ 審査の判定及び中止
 - エ 審査コースの走行順路（実演走行は省略することができるものとする。）
- (6) 審査を受けようとする者の服装が運転に不適當な場合には、審査を延期すること。
- (7) MT中型車等審査において、運転しようとする緊急自動車の種類に応じたAT車の審査用自動車（以下「AT審査用自動車」という。）及びMT車の普通自動車を使用して審査を実施する場合は、AT審査用自動車による審査をMT普通車による審査の前に行うものとし、AT審査用自動車による審査についての判定が否であった者に対しては、MT普通車による審査を行うことを要しない。
- (8) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下「自動二輪車」という。）に係る審査は、普通自動車又は自動二輪車で追尾して行うこと。
- (9) 審査を終了した者に対しては、審査結果に基づいて必要な指導をすること。

第6 審査の判定

1 審査の不合格及び中止

「審査の内容」の履行条件のいずれかを履行できなかった者又は次のいずれかに該当した者は不合格とし、これらの不合格事由の生じた時点で審査を中止することができるものとする。

- (1) 右側通行した者
- (2) 脱輪をした者
- (3) 転倒をした者
- (4) 試験官が危険防止のため補助した者

2 合否の判定

上記不合格事由なしに全課題を履行した者について、合否の判定を行うものとする。

なお、MT中型車等審査において、AT審査用自動車による審査とMT普通車による審査を実施した場合は、それぞれの審査について合

否の判定を行い、両方の審査の判定が合格であった者を総合判定として合格とする。ただし、この場合において、AT審査用自動車による審査についての判定には合格したが、MT普通車による審査についての判定が不合格であった者で、運転しようとする緊急自動車の種類をAT車の中型自動車又は準中型自動車とする希望がある場合は、総合判定としてAT車の緊急自動車に係る審査に合格したものとすることができるものとする。

3 判定結果の記録

判定の結果は、別記様式第2又は別記様式第3の「審査判定表」に記録するものとする。

第7 運転免許証への記載又は免許情報記録個人番号カードへの記録等

- 1 審査に合格した者については、運転免許証を有する者にあつてはその者の運転免許証の備考欄の最下段に、免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）を有する者にあつてはマイナ免許証の免許情報記録の備考欄に「緊急車（中型）運転可〇〇年〇月〇日〇〇公委」の例による記載又は記録（以下「記載等」という。）を行うとともに、申請書にその旨を記入して保存しておくものとする。

なお、運転しようとする緊急自動車の種類をAT車であることを希望し、当該自動車に係る審査に合格した者については、MT車の緊急自動車を緊急用務のために運転することはできず、運転免許証の備考欄の最下段又はマイナ免許証の免許情報記録の備考欄には「緊急車（普通（AT車に限る））運転可〇〇年〇月〇日〇〇公委」の例による記載等を行うものとする。この場合において、たとえ当該緊急自動車に対応する免許に付されているAT車に限る旨の条件が解除されたとしても、免許経歴年数等に達するまでの間又は改めてMT車を使用した審査に合格するまでの間は、MT車の当該緊急自動車を緊急用務のために運転することはできないことに留意すること。

- 2 審査に合格した者が運転免許証又はマイナ免許証（以下「免許証等」という。）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損するなどしたため免許証等に上記記載等を必要とする場合は、使用地公安委員会において事実を確認の上、再交付された運転免許証又は新たに有することとなったマイナ免許証にこの記載等を行うものとする。この場合において、使用地公安委員会がその者について審査を行った都道府県公安委員会（以下「審査公安委員会」という。）と異なるときは、その者に係る緊急自動車の使用者を通じて別記様式第4「緊急自動車運転資格記載等申請書」を提出させ、審査公安委員会に電話等で審査の事実を確認の上、「緊急車（中型）運転可〇〇年〇月〇日（審査公安委員会に係

る都道府県名) ○○公委」の例による記載等を行うものとする。

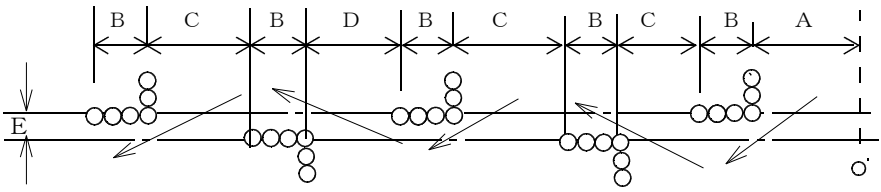
- 3 審査を受けていない者で緊急自動車を緊急用務のため運転する資格を有するものが免許証等にその旨の記載等を必要とする場合は、住所地公安委員会に対し、その者に係る緊急自動車の使用者を通じて別記様式第4「緊急自動車運転資格記載等申請書」を提出させ、住所地公安委員会において、事実を確認の上、「緊急車(普通・大自二)運転可(無審査) ○○年○月○日 ○○公委」の例による記載等をするものとする。

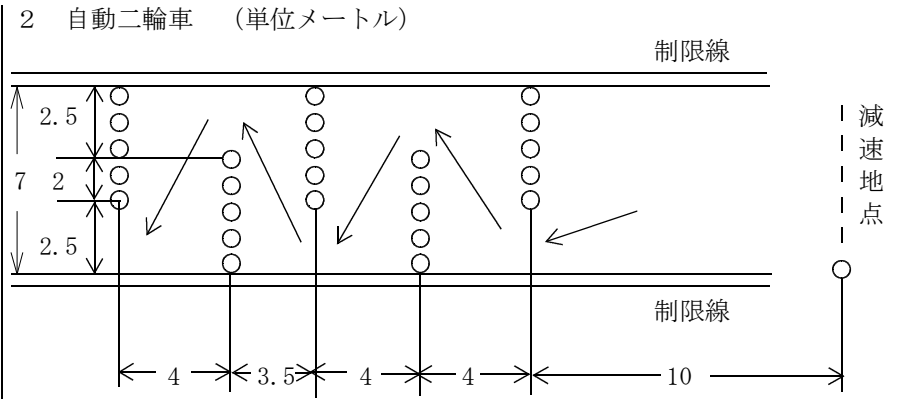
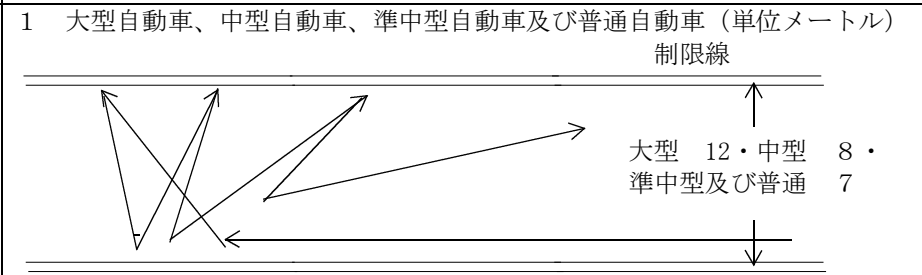
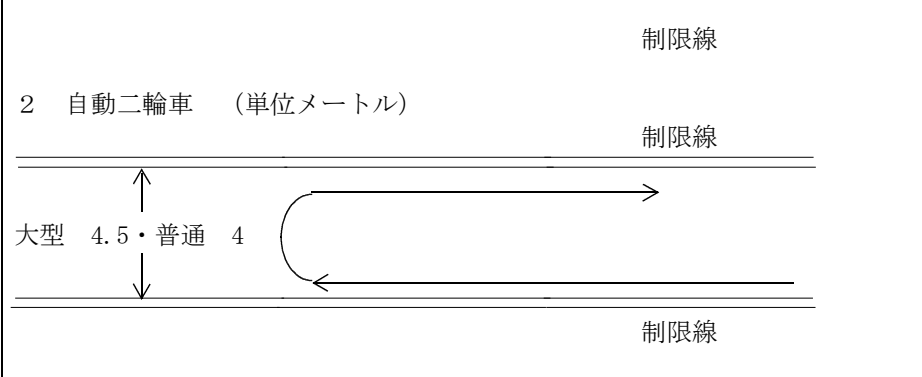
別添第 1

審査用自動車の基準

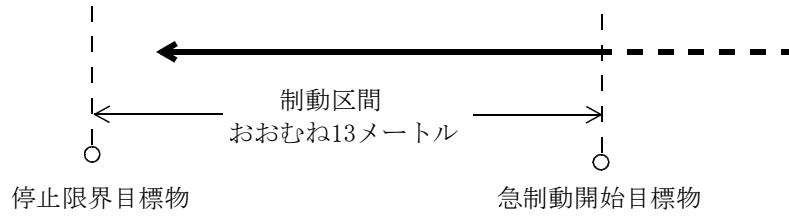
自動車の種類	車体の大きさ等	備 考
大型自動車	最大積載量10,000キログラム以上で、長さが11.00メートル以上12.00メートル以下、幅が2.40メートル以上2.50メートル以下、軸距が6.90メートル以上7.20メートル以下の車軸を3軸以上有する大型自動車	原則として、補助ブレーキを有するものであること。
中型自動車	最大積載量5,000キログラム以上6,500キログラム未満で、長さが7.00メートル以上8.00メートル以下、幅が2.25メートル以上2.50メートル以下、軸距が4.10メートル以上4.40メートル以下の中型自動車	
準中型自動車	最大積載量が2,000キログラム以上4,500キログラム未満で、長さが4.40メートル以上4.90メートル以下、幅が1.69メートル以上1.80メートル以下、軸距が2.50メートル以上2.80メートル以下、前輪輪距が1.30メートル以上の準中型自動車	
普通自動車	長さが4.40メートル以上4.90メートル以下、幅が1.69メートル以上1.80メートル以下、軸距が2.50メートル以上2.80メートル以下、輪距が1.30メートル以上の普通自動車	
大型自動二輪車	総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車（当分の間、AT車にあっては、総排気量0.600リットル以上のもの）	
普通自動二輪車	総排気量が0.300リットル以上の普通自動二輪車	
小型自動二輪車	総排気量が0.090リットル以上0.125リットル以下の普通自動二輪車	

審査の内容

課題		課題の設定	課題の履行条件	回数																																																					
幹線コース及び周回コースの走行	周回コース	外回りとする。																																																							
	指示速度による走行	周回コースに区間を指定するとともに、その区間において達すべき合理的な速度を指示する。	指定区間内で指示速度に達するよう走行すること。	1																																																					
	周回カーブの走行	指示速度による走行の直後のカーブを含め、周回コースの4カ所のカーブを指定する。	安定したブレーキ操作及びハンドル操作をすること。	4																																																					
	交差点の右左折	1 右左折は、明確な進路変更を行うことができる道路幅員及び区間を設定して行わせる。 2 交差点の信号機の灯火は消灯する。	進路変更及びこれに伴う安全確認、合図並びに右左折に伴う合図、安全確認及び徐行をすること。	右左折各2																																																					
	指定場所における一時停止	一時停止は、右左折の課題とする交差点以外の場所で行わせる。	停止線の直前での停止及び交差点の安全確認をすること。	2																																																					
障害物間の通過		<p>1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車</p>  <p style="text-align: center;">(単位メートル)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区間</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車</td> <td></td> <td>10</td> <td>3</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>中型自動車</td> <td></td> <td>10</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>準中型自動車</td> <td></td> <td>10</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td></td> <td>10</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">減速地点</p>	種別	区間	A	B	C	D	E	大型自動車		10	3	12	11	1	中型自動車		10	3	8	7	1	準中型自動車		10	3	6	5	1	普通自動車		10	3	6	5	1	<p>1 減速地点の直前のギア及び速度は次のとおりとすること。ただし、AT車については、チェンジレバー等をDの位置とし、ギアの指示はしないこととする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>ギア</th> <th>速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車</td> <td>4速</td> <td>おおむね40キロメートル毎時</td> </tr> <tr> <td>中型自動車</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>準中型自動車</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>自動二輪車</td> <td>4速以上</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指示したギア及び速度になっていない場合は、1回に限りやり直しをさせること。)</p> <p>2 障害物の間を通過し終えるまで障害物に接触し、又は停止(エンストを含む。)しないで走行すること。</p> <p>3 自動二輪車にあつては、両側の制限線の内側を足をつかずに走行すること。</p>	種別	ギア	速度	大型自動車	4速	おおむね40キロメートル毎時	中型自動車	〃	〃	準中型自動車	〃	〃	普通自動車	〃	〃	自動二輪車	4速以上	〃	1
種別	区間	A	B	C	D	E																																																			
大型自動車		10	3	12	11	1																																																			
中型自動車		10	3	8	7	1																																																			
準中型自動車		10	3	6	5	1																																																			
普通自動車		10	3	6	5	1																																																			
種別	ギア	速度																																																							
大型自動車	4速	おおむね40キロメートル毎時																																																							
中型自動車	〃	〃																																																							
準中型自動車	〃	〃																																																							
普通自動車	〃	〃																																																							
自動二輪車	4速以上	〃																																																							

	<p>2 自動二輪車 (単位メートル)</p>  <p>3 上記コースの条件</p> <p>(1) 障害物はロードコン(高さおおむね0.7メートル)を用いて設けるものとし、その間隔はロードコンの中心から中心までを1メートルとする。</p> <p>(2) 減速地点には、目標物としてロードコンを設けるものとする。</p> <p>(3) 制限線は、コースの縁石をもってあてることができる(以下「直線路における転回」において同じ。)</p>		
<p>直線路における転回</p>	<p>1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車 (単位メートル)</p>  <p>2 自動二輪車 (単位メートル)</p> 	<p>1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車にあつては、両側の制限線の内側で3回以下の切り返しによって転回すること。</p> <p>2 自動二輪車にあつては、制限線の内側で片足を1回つき停止しないで転回すること。</p> <p>3 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車にあつては切返しの都度、自動二輪車にあつては転回するとき、後方の安全確認をすること。</p>	<p>1</p>

急 停 止



- 1 周回コース等に目標物を数カ所設け、審査を受ける者に対してはあらかじめ目標物を特定せず、試験官の指示によって停止させる。
- 2 路面上には目標線などの標示は設けないものとする。

1 この課題を行うときのギア及び速度は次のとおりとすること。ただし、AT車については、チェンジレバー等をDの位置とし、ギアの指示はしないこととする。

種別	ギア	速度
大型自動車	4速	おおむね40キロメートル毎時
中型自動車	〃	〃
準中型自動車	〃	〃
普通自動車	〃	〃
自動二輪車	4速以上	〃

(指示したギア及び速度になっていない場合は、1回に限りやり直しをさせること。)

- 2 横振れして停止しないこと。
- 3 制動区間を超過しないこと。

1

別記様式第1

緊急自動車運転資格審査申請書																	
公安委員会 殿											年 月 日						
氏名・生年月日											年 月 日						
住 所																	
運転しようとする 緊急自動車の種類				大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪													
				MT車						AT車							
現 に 受 け て い る 免 許	交付等 公安委員会			公安委員会													
	交付等年月日			年 月 日			有効期限			年 月 日							
	免許証等番号			第 号													
	第一種 免 許	二・小 ・原		年 月 日													
		その他		年 月 日													
	第二種免許			年 月 日													
	免許の種類			大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二
免許の条件																	
緊急自動車 の使用者			所在地														
			職 名														
			氏 名														

- 備考 1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「MT車」は、AT車以外の自動車をいう。
- 3 免許証等番号とは、免許証の番号又は免許情報記録の番号をいう。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

審査判定表

A T 中型車又は A T 準中型車

課 題		観 察 事 項		判 定	
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	不 到 達		○	×
	周回カーブの走行	ブレーキ不安定、 ① ② ③ ④	ハンドル不安定 ① ② ③ ④	○	×
	交差点の右左折	安全不確認、 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ 変更不履行、 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	合図不履行、 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ 徐行不履行 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	○	×
	指定場所における一時停止	不停止（出過ぎを含む。）、不確認 ① ② ① ②		○	×
障害物間の通過		停止（エンストを含む。）、障害物接触、やり直し		○	×
直線路における転回		後方不確認、規定外切り返し、 ① ② ③ 制限線接触		○	×
急停止		横振れ、 区間超過、 やり直し		○	×
その他		右側通行、 脱輪、 転倒、 試験官の補助			
A T 車 判定				合	否

M T 普通車

課 題		観 察 事 項		判 定	
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	不 到 達		○	×
	周回カーブの走行	ブレーキ不安定、 ① ② ③ ④	ハンドル不安定 ① ② ③ ④	○	×
	交差点の右左折	安全不確認、 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ 変更不履行、 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	合図不履行、 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ 徐行不履行 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	○	×
	指定場所における一時停止	不停止（出過ぎを含む。）、不確認 ① ② ① ②		○	×
障害物間の通過		停止（エンストを含む。）、障害物接触、やり直し		○	×
直線路における転回		後方不確認、規定外切り返し、 ① ② ③ 制限線接触		○	×
急停止		横振れ 区間超過 やり直し		○	×
その他		右側通行、 脱輪、 転倒、 試験官の補助			
M T 普通車 判定				合	否

総 合 判 定				合	否
---------	--	--	--	---	---

審査判定表

課 題		観 察 事 項		判 定	
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	不 到 達		○	×
	周回カーブの走行	ブレーキ不安定、 ① ② ③ ④	ハンドル不安定 ① ② ③ ④	○	×
	交差点の右左折	安全不確認、 ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	合図不履行、 ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	○	×
	指定場所における一時停止	変更不履行、 ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	徐行不履行 ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	○	×
障害物間の通過	四輪	停止（エンストを含む。）、 障害物接触、 やり直し		○	×
	二輪	停止（エンストを含む。）、足つき 障害物接触、制限線接触、やり直し		○	×
直線路における転回	四輪	後方不確認、 規定外切り返し ① ② ③ 制限線接触		○	×
	二輪	停止（エンストを含む。）、 後方不確認、踏み替え、制限線接触		○	×
急停止	横振れ、 区間超過、 やり直し		○	×	
その他	右側通行、 脱輪、 転倒、 試験官の補助				
総 合 判 定				合	否

別記様式第 4

緊急自動車運転資格記載等申請書																																							
												年	月	日																									
公安委員会 殿																																							
氏名・生年月日										年	月	日																											
記載申請の理由					1 運転免許を受けていた期間が法定期間に達しているため 2 運転免許証を再交付されたため 3 その他 ()																																		
審査合格年月日					年					月					日																								
審査公安委員会					公安委員会																																		
運転しようとする 緊急自動車の種類					大型					中型					準中型					普通					大自二					普自二					小型二輪				
					MT車										AT車																								
現 に 受 け て い る 免 許	交付等 公安委員会					公安委員会																																	
	交付等年月日					年					月					日	有効期限					年					月					日							
	免許証等番号					第										号																							
	免許の種類					大	中	準	普	大	大	普	小	原	牽	大	中	普	大	牽	型	型	中	通	特	自	自	特	付	引	型	型	通	特	二	二	二	二	二
	免許の条件																																						
緊急自動車 の使用者					所在地																																		
					職名																																		
					氏名																																		

- 備考 1 審査合格年月日及び審査公安委員会欄は、運転免許証を再交付されたため記載を必要とする場合にのみ記載すること。
- 2 記載申請の理由、緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 記載申請の理由がその他に該当する場合は、()内にその理由を記載すること。
- 4 免許証等番号とは、免許証番号又は免許情報記録の番号をいう。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。